

令和4年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年9月7日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 50号 | 五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定<br>について                  |
| 日程第 2  | 議案第 51号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例<br>制定について                |
| 日程第 3  | 議案第 52号 | 五城目町環境基本条例制定について                                  |
| 日程第 4  | 議案第 53号 | 専決処分（第5号）の承認を求めることについて<br>・令和4年度五城目町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5  | 議案第 54号 | 令和3年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定につい<br>て                     |
| 日程第 6  | 議案第 55号 | 令和3年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決<br>算認定について               |
| 日程第 7  | 議案第 56号 | 令和3年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出<br>決算認定について              |
| 日程第 8  | 議案第 57号 | 令和3年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認<br>定について                 |
| 日程第 9  | 議案第 58号 | 令和3年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決<br>算認定について               |
| 日程第 10 | 議案第 59号 | 令和3年度五城目町水道事業会計決算認定について                           |
| 日程第 11 | 議案第 60号 | 令和3年度五城目町下水道事業会計決算認定について                          |
| 日程第 12 | 報告第 7号  | 令和3年度決算に基づく健全化判断比率について                            |
| 日程第 13 | 報告第 8号  | 令和3年度決算に基づく資金不足比率について                             |
| 日程第 14 | 議案第 61号 | 令和4年度五城目町一般会計補正予算（第3号）                            |
| 日程第 15 | 議案第 62号 | 令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第1号）                  |

- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 令和 4 年度五城目町介護保険特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号 令和 4 年度五城目町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 報告第 9 号 令和 3 年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 0 号 株式会社あつたか五城目の経営状況を説明する書類の提出について

## 令和4年五城目町議会9月定例会会議録

令和4年9月7日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1 番 工 藤 政 彦	3 番 松 浦 真
4 番 石 川 交 三	5 番 椎 名 志 保
7 番 佐々木 仁 茂	8 番 畑 澤 洋 子
9 番 斎 藤 晋	10 番 石 井 光 雅
11 番 伊 藤 正 春	12 番 佐 藤 重 信
13 番 荒 川 正 己	14 番 館 岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

6 番 荒 川 滋

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	渡 邊 彦兵衛	副 町 長	武 田 和 栄
教 育 長	畑 澤 政 信	総 務 課 長	伊 藤 敏 和
まちづくり課長	柏 和 順	税 務 課 長	石 井 政 幸
会 計 管 理 者	猿 田 仁	議 会 事 務 局 長	東 海 林 博 文
農 林 振 興 課 長	大 石 芳 勝	商 工 振 興 課 長	小 玉 洋 史
建 設 課 長	猿 田 弘 巳	学 校 教 育 課 長	齊 藤 正 和
生 涯 学 習 課 長	越 高 博 美	住 民 生 活 課 長	小 玉 広 信
健 康 福 祉 課 長	猿 田 広 秋	消 防 長	佐 々 木 貴 仁
総 務 課 課 長 補 佐	小 玉 重 巖	代 表 監 査 委 員	小 玉 睦 男

1. 会議書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 東 海 林 博 文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第50号、五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案綴り4ページをお願いします。

議案第50号、五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、環境基本計画等の策定及び変更に関し審議する「五城目町環境審議会」を設置するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、条例別表中に「五城目町環境審議会」を追加し、当該条例の改正附則において、その環境審議会委員の報酬を月額6,000円、半日額3,000円に定めるため、五城目町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第50号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第51号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第51号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置を講ずるため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和や、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等の措置を講ずるものとなっております。

施行期日は、令和4年10月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第51号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第52号、五城目町環境基本条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第52号、五城目町環境基本条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、環境の保全及び創造に関する基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、当該条例を制定するものであります。

当該条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、事業者及び住民の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるものとな

っております。

条例の内容は、第1条から第7条までが目的、基本理念及び町、事業者、住民の責務などの総則、第8条から第22条までが環境基本計画をはじめ、環境教育や自発的活動などの「環境の保全及び創造に関する基本的施策」、第23条が環境審議会、第24条から第26条が「環境の保全及び創造を図るための推進対策等」となっております。

施行期日は、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） この条例制定については、町長から行政報告の中であった条例制定をする、見れば条例制定のほか、計画の策定について審議会とかっていうのは何か町長の行政報告の中にありましたが、そのことと一緒にですか。この条例はその件になりますか。

○議長（石川交三君） 柏まちづくり課長

○まちづくり課長（柏和順君） 14番館岡議員にお答えします。

この条例を制定しまして、併せまして一番最初に議案の上程させていただきました報酬とか附属機関のほうも議決をいただきますと、審議会を設置しまして環境基本計画などを策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 町長の行政報告からいきますと、これが早速バイオマスのほうに進んでいくような町長の報告の中身であったような感じがいたします。このバイオマスについては、我々も林活でいろいろとバイオマスの向浜のユナイテッドの発電所にも行きましたし、いろいろ研究してきましたけれども、実際、当局から一切今までバイオマスについては何らいろいろと協議する案件もなかったのでありまして、いきなりここへ来て、当初で果たしてこれ、バイオマスについても何かしらこの予算をもっておったのかどうか。突然この9月議会になって、このバイオマス研修に行ってきたという報告をして、早速条例、バイオマスのほうに進むということも、もう当局がそういうふうに進めていくつもりでこれ運んでおりますが、果たしてそれでいいのかなと思うんですけども、そこには、もう一回、例えばこの研修の内容等、それから紫波町に行ったそのある意味いろんな文書があると思うんですけども、それら我々に示しながら、こうでありま

したからこちらのほうにこういう考えありますからこういうふうにしていきますよというぐらいだったらいいんだけども、いきなりこの9月議会来て、条例は作るわ、審議会は立ち上げるわ、ちょっとこれは拙速すぎるんでないでしょうか。

○議長（石川交三君） 柏まちづくり課長

○まちづくり課長（柏和順君） 14番館岡議員にお答えします。

6月議会におきまして、紫波町と大阪府に行く視察のための旅費の議決、補正予算の議決をいただいております。それに基づいて紫波町のほうには研修に行かせていただきました。

環境条例につきましては、大きな町の環境の保全と創造について定める条例となっております。その中で確かにバイオマスというような発言もありましたけれども、バイオマスに限らず太陽光であったり、いろいろな脱炭素に関係する再生可能エネルギーがあると思います。そのあたりを審議するために審議会を設置して環境基本計画などを策定してまいりたいと思っております。

また、町長の行政報告では、その紫波町に行った結果などを報告させていただいておりますので、そのあたりも考慮に入れていただければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） まあ柏さんの話、十分分かったような感じがいたしますが、行政報告があつて、それに基づいて今日の議案上程と質問をさせて、議案上程はそちらで進めますが、その議案上程に対応して質問させていただいてるところです。町長の行政報告見ますと、間違いなくバイオマスに向かっているような、遠回しなそれを感じさせるような言い方ですよ。だから、それらはやっぱりバイオマスに向かっているんですよ。まあこれはまず発電するか熱だけにするか、これはちょっと分からないんだけども、紫波町の場合は町長の行政報告を見ますと、これは温度だけですか、温度ヒーター、温度を発生させて何かやっているような状況しか載っていないけども、実際発電までしてるのかどうか。発電するのをそれを発電はそれこそさっきも言ったようにユナイテッドでやっていますから、十分検証できるんですよ、民間でね。ですから、紫波町に行って温度でヒーター的にやっているのかどうか。これ発電までもってくるのかどうか。それらもう少し議会の中さオープンにして、まあその中身、パンフレットも何にもないところで何かあっててこういうような話できるのはいいけれども、突然町長から行政報告出して、で、読ん

でいただいて、それでそういうふうな、それで課長から言わせると、いや6月議会に出張の金の予算つけてあったんだよと。その時はそういう話をして予算つけたかどうか、6月議会のあれで、議事録見なきゃ分からないけれども、委員長報告見なきゃ分からないけれども、そこまで言ってなかったと思うんだけどね、まずね。だから、そこに向かっていってるんだったら向かっていってるなりの本当にオープンにしたほうがいいですよ。まして森林組合も行ってるっていうから、まさか、おそらくそういうふうな流れになっていってるんでしょう。それをさあ一回行政報告したから、委員長報告、課長が説明したからって、それで済むわけじゃないと思うんだな。もう少し議会の中が全体が、ああ、それじゃあ町の事業、新しい事業さこうしていこうというふうに流れになるようにしたほうがいいんじゃないですか、オープンにして。まあそういうことです。何かあったら。

○議長（石川交三君） 柏まちづくり課長

○まちづくり課長（柏和順君） 紫波町のほうに視察させていただいたのは、確かに木質バイオマスを中心にしております。発電事業と熱源供給について視察しております。ただ、季節的にその熱源供給と木質バイオマスの発電では賅えない部分がありまして、そこを補う必要があるというふうに話を聞いてきております。そこについては、太陽光発電または風力発電なども併用していくべきだという話を聞いてきております。

木質バイオマスというのは、6月議会でも委員会のほうでかなりお話しさせていただいたかなと思うんですけども、町の産業であります森林を活用しまして地産地消のエネルギーということも視野に入れておりますので、そのあたりで木質バイオマスをメインにしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 余りにも壮大な条例案でありますけども、心配なのは、どこの課でこのオゾン、それから水質、土壌の成分調査をするのか、そういうものを基準がどこにあって、いつの時代を基準してそれを検討するのか、そういうことまで決めていращるのかと。五城目にとって一番大事なのは、課長が今お話したとおり森林、それから水だと思います。空気もそうですけども。そういうものをちゃんと後世に、この時代はこうだったというものを残す、そういうようなものまでつくって審議会のほうにかけるのか。そういうことをちょっと大丈夫かなというふうに思いました。

付け足しの中で、付け足しっていえば悪いですね。資源の環境的な利用等の促進とい

うところに、第15条ですか、馬場目川とか内川川とか富津内川というふうに記載してありますが、そういうものでなく、出来上がったものに、ただこれ付け足したような気もいたしますけれども、まずつくらなければいけない条例であることは確かだと思いますけれども、その確実性、その調査、そういうものがどうなるのかちょっと心配な面がありますので、お答えいただければというふうに思います。

○議長（石川交三君） 柏まちづくり課長

○まちづくり課長（柏和順君） 9番齋藤議員にお答えします。

条例の第4章、議案綴りの18ページですけれども、このあたりに推進体制については触れさせていただいております。民間団体であったり、秋田県、他の市町村と協力するというふうな感じで、その推進に努めてまいりたいと思っております。

あとそれから、全員協議会でも説明させていただいておりますけれども、大きな目標として、2030年までに公共施設における再生可能エネルギーへのシフトチェンジを目標としております。あともう一つは、2050年に民生部門も含めたカーボンニュートラルを進めていこうと考えております。あと、近いところの目標で言いますと、今年度中に、今回議会にこのように環境基本条例を上程させていただいておりますけれども、これと併せまして環境基本計画と、それから温暖化防止実行計画の事務事業編などを策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第52号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 専決処分の予算書1ページをお願いします。

議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年度五城目町一般会計において、令和4年8月の豪雨への対応や発生した甚大な被害の復旧作業、農地・農業用施設、林道施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業などの経費について、特に急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月16日付けをもって令和4年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を専決処分させていただいたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億3,836万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を59億4,346万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第53号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

本日は参与として代表監査委員の出席を求めています。

代表監査委員着席のため、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

.....  
午前10時24分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案第54号、令和3年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第54号、令和3年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員による審査結果の意

見書を付けて同決算の認定を求めるものであります。

主な決算概要について、決算書に基づいてご説明申し上げます。

決算書6ページ・7ページをお願いします。

歳入の総額です。表の下段、歳入合計の欄をご覧ください。予算現額66億4,341万5,000円、調定額66億7,445万1,421円、収入済額66億488万301円、不納欠損額1,086万9,389円、収入未済額5,870万1,731円であります。

10ページ・11ページをお願いします。

歳出の総額です。表の下段、歳出合計欄をご覧ください。予算現額66億4,341万5,000円、支出済額61億6,127万5,243円、翌年度繰越額2億2,300万462円、不用額2億5,913万9,295円であります。

12ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は4億4,360万5,058円です。

歳入の主な決算についてご説明を申し上げます。

16・17ページをお願いします。

1款町税、表の上段をご覧ください。調定額8億1,574万2,622円、収入済額は7億4,618万7,302円で、徴収率は91.47%となります。1,086万9,389円を不納欠損処分し、収入未済額は5,868万5,931円となっております。前年度決算と比較して徴収率0.34ポイント上昇し、収入未済額は63万9,650円減少しましたが、引き続き多額の不納欠損額を計上している状況にあることから、今年度も徴収率の向上と欠損処分の抑制に努めつつ、自主財源の確保に最善を尽くしてまいり所存であります。

22・23ページをお願いします。

7款地方消費税交付金、決算額は2億1,659万7,000円で、前年度に比べ1,313万5,000円の増となっております。

24・25ページをお願いします。

9款地方特例交付金、決算額は1,132万1,000円で、前年度比517万1,000円の増となっております。

10款地方交付税、地方交付税の決算額は総額で29億6,926万3,000円で、内訳は備考欄にあります。普通交付税27億1,767万1,000円、前年度に比

べ2億7,229万円の増、特別交付税2億5,159万2,000円、前年度比3,383万3,000円の増の決算となりました。

32・33ページをお願いします。

14款国庫支出金9億8,848万7,723円の決算です。前年度比12億5,428万9,706円の減額決算です。前年度に比べ増減の主な要因は、34・35ページをお願いします。1項2目衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金、ワクチン接種対策4,288万9,199円が皆増したこと、また、減額した要因としては、2款1目総務費国庫補助金において、特別定額給付金給付事業費補助金が終了したことにより8億9,793万2,370円が減少したこと、38・39ページをお願いします。2項6目教育費国庫補助金の1節小中学校補助金において、前年度比4億9,064万2,000円の減少などによるものであります。

56・57ページをお願いします。

18款繰入金7,400万7,540円の決算です。前年度比5億6,507万9,512円の減額決算ですが、前年度に比べ減額の要因は、58・59ページをお願いします。中段になりますが、2項5目の教育施設整備基金からの繰入金6億円の皆減などによるものであります。

68・69ページをお願いします。

21款町債、総額で4億9,950万円の決算です。前年度比3億8,890万円の減額決算ですが、増減の主な要因は、1項2目衛生費の火葬場整備事業債1億7,590万円の増額したことや、70ページ・71ページになりますが、1項6目教育債の小学校の改築関係で小学校改築事業債、前年度比5億650万円の減、小学校解体事業債4,490万円の増、このほか学童施設改築事業債6,540万円の減などによるものであります。

以上が一般会計歳入決算の概要を申し上げましたが、歳入歳出決算の事項別明細は決算書15ページから405ページとなっております。決算特別委員会においてご審議いただきたいと存じます。

なお、特別会計の決算につきましては、小玉、荒川両監査委員に審査していただき、別紙意見書を付けて提出を申し上げた次第であります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 次に、監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） 決算議会報告を行う前に一言申し上げます。

先月8月9日から13日にかけて、本町では記録的な豪雨災害に見舞われてしまいました。被災された住民の皆さんが一刻も早く元の生活に戻られるよう、心からお見舞いを申し上げます。また、復旧に尽力されている地域の方々、役場職員、議員の方々、ボランティアの方々に敬意を表したいと思います。

それでは、令和3年度の一般会計歳入歳出決算議会報告に入らせていただきます。

令和3年度の決算審査は、去る7月12日から19日にわたり、荒川監査委員とともに審査を実施し、各課室での重点施策、今後の課題、関係帳簿に基づく予算の執行状況、財産に関する事務及び計数などの確認を行い、適正に執行されているかを審査いたしました。

お手元にあります五城目町各会計決算審査意見書及び附属書類に基づきましてご報告を申し上げます。

なお、金額については千円単位にてご報告いたしますので、ご了承お願いいたします。まずは一般会計についてです。

意見書の2ページをご覧ください。

歳入総額は66億488万円、歳出総額は61億6,127万5,000円、差引額は4億4,360万5,000円で、翌年度繰越額855万8,000円を除いた実質収支額は4億3,504万6,000円の黒字となっております。単年度収支額も1億3,159万5,000円の黒字となっております。

次に、歳入についてです。

附属書類の財産に関する調書の78ページをご覧ください。

歳入の内訳では、自主財源は町税、使用料、手数料、寄附金、繰入金等の合計が13億9,093万6,000円となっております。決算額構成の割合では21.0%で、前年度の23.3%と比較して若干減少しております。

一方、依存財源は、前年度より国庫支出金、町債等が大幅に減少し、地方交付税が3億612万3,000円増加しております。決算額構成の割合は79.0%で、前年度の76.7%と比較して上昇しております。

決算意見書の4ページをご覧ください。

町税についてです。収入済額は7億4,618万7,000円となっております。前年度より減少となりましたが、収入率は91.47%で前年度の91.13%より増加

し、高い収納率を維持しています。一方、収入未済額は前年度64万円ほど減少しているものの、5,868万5,000円で依然高い数値を示しています。

このように収入額では減少となっているものの、各種税及び使用料などは高めの収納率を維持していることから、関係部署での取り組みと適切な対応の成果がうかがえます。今後も引き続き徴収業務に努めてもらいたいと思います。

ここでまた附属書類の財産に関する調書の78ページをご覧ください。

歳入決算総額に占める構成比の主な割合については、町税11.3%、地方交付税45.0%、町債7.6%、国庫支出金15.0%、県支出金6.4%、繰越金4.6%などとなっております。

次に、歳出についてです。

ここでも附属書類の79ページをご覧ください。

予算の執行率は92.74%です。不用額は2億5,913万9,000円となっております。

決算書の表では歳出を款別に見た場合の金額が記載されておりますが、ここでは歳出を性質別構成で見た場合の金額が示されておりますので、ご報告いたします。

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は25億1,625万6,000円で、決算構成比の40.8%を占め、普通建設事業費などの投資的経費は7億1,718万1,000円で、決算構成比の11.7%を占めております。このうち義務的経費の数値の40.8%は、財政の硬直性を表しております。また、この義務的経費の割合は前年度より約10ポイント余り上昇し、投資的経費の割合は前年度比14ポイント余りの大幅な減少に転じております。これは、五小改築工事があった令和2年度と比較して、普通建設事業費のうち補助事業費、単独事業費が大幅に減少したことによるものです。

なお、歳出決算総額に占める構成比の主な割合については、人件費19.2%、物件費14.8%、扶助費11.8%、補助費等16.4%、繰出金6.4%、公債費9.8%等となっております。

決算意見書20ページの総括にも示しておりますが、令和3年度の決算では、自主財源の一部である町税が高い収納率を維持し、また、大きな災害もなく、大型公共事業も少なかったため、財政面では比較的安定した年度であったと思います。ただ、本年1月には豪雪、先月8月には豪雨災害が発生してしまいました。今後も気候変動による風災害、地震災害等がいつ起こるか予測できない状態です。自主防災はもちろんですが、財

政面でも限られた予算を効率的・効果的に執行し、住民の生命、財産の保護をお願いいたします。

次に、財産に関する調書についてご報告申し上げます。

公有財産は、土地及び建物、有価証券、債権、基金等の残高等を検査いたしましたが、調書のとおり相違ありませんでした。引き続き公有財産等の管理をお願いいたします。

以上、令和3年度一般会計歳入歳出決算のご報告といたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第54号の審査については、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。公営企業会計決算を除く議案第55号から議案第58号までの特別会計決算4件を一括議題に供したいが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第55号、令和3年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号、令和3年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号、令和3年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号、令和3年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件を一括議題といたします。

以上4件について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案第55号、令和3年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な決算概要についてご説明を申し上げます。

408・409ページお願いをします。

歳入の総額です。表の下段、歳入合計欄をご覧ください。予算現計11億4,181

万9,000円、調定額11億7,950万3,526円、収入済額11億4,656万3,851円、不納欠損額536万2,283円、収入未済額2,757万7,392円であります。

412・413ページをお願いします。

歳出の総額です。表の下段、歳出合計欄をご覧ください。予算現計11億4,181万9,000円、支出済額11億1,918万3,396円、不用額2,263万5,604円であります。

歳入歳出差引予算残額は2,738万455円であります。

決算の明細は、415ページから447ページとなっております。

本案に関する監査委員の意見を付けて決算認定に付するものであります。

次に、議案第56号、令和3年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要についてご説明を申し上げます。

450ページ・451ページをお願いします。

歳入の総額です。表の下段、歳入合計欄、予算現計1億3,948万2,000円、調定額1億3,917万3,162円、収入済額1億3,732万4,825円、不納欠損額53万2,550円、収入未済額131万5,787円であります。

452・453ページ。

歳出の総額であります。表の下段、歳出合計欄をご覧ください。予算現計1億3,948万2,000円、支出済額1億3,725万7,695円、不用額222万4,305円であります。

歳入歳出予算差引残額は6万7,130円です。

決算の明細は、455ページから467ページとなっております。

監査委員の意見書を付けて決算認定に付するものであります。

次に、議案第57号、令和3年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

はじめに、保険事業勘定です。

472・473ページをお願いします。

保険事業勘定歳入の総額です。表の下段、歳入合計をご覧ください。予算現計19億6,494万4,000円、調定額20億3,787万6,947円、収入済額20億3,193万7,237円、不納欠損額242万5,530円、収入未済額351万4,

180円であります。

なお、不納欠損額及び収入未済額は、第1号被保険者保険料となっております。

476ページ・477ページをお願いします。

保険事業勘定歳出の総額であります。表の下段、歳出合計欄をご覧ください。予算現計19億6,494万4,000円、支出済額18億8,721万7,930円、不用額7,772万6,070円であります。

歳入歳出差引残額は1億4,471万9,307円です。

次に、介護サービス事業勘定です。

478・479ページをお願いします。

介護サービス事業勘定の歳入総額です。表の下段、歳入合計をお願いします。予算現計497万4,000円、調定額、収入済額ともに482万7,643円、不納欠損額、収入未済額はございません。

480・481ページをお願いします。

介護サービス事業勘定の歳出の総額です。表の下段、歳出合計欄をご覧ください。予算現計497万4,000円、支出済額482万7,410円、不用額14万6,590円あります。

歳入歳出差引残額は233円です。

決算書の明細は、483ページから539ページとなっております。

監査委員の意見書を付けて決算認定に付するものであります。

続いて、議案第58号、令和3年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な決算概要についてご説明を申し上げます。

542・543ページをお願いします。

歳入の総額です。表の下段、歳入合計欄をご覧ください。予算現計368万円、調定、収入済額とも391万5,071円、不納欠損額、収入未済額はありませぬ。

544・545ページをお願いします。

歳出の総額です。表の下段、歳出合計欄をご覧ください。予算現計368万円、支出済額308万1,334円、不用額59万8,666円あります。

歳入歳出差引残額は83万3,737円です。

決算の明細は、547ページから555ページとなっております。

監査委員の意見書を付けて決算認定に付するものであります。

議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 特別会計4件について、監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） それでは、特別会計についてご報告申し上げます。

特別会計は、全ての会計で黒字となり、歳入総額は33億2,456万8,000円、歳出総額は31億5,156万7,000円で、1億7,300万1,000円の黒字となっております。単年度収支でも、国保会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計、障害者認定事業会計のそれぞれで黒字となっております。

はじめに、国民健康保険特別会計についてです。

決算意見書の13ページから15ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は2,738万円の黒字でした。国保税の収納率は81.85%で、前年度比1.95ポイント伸び、保険料は21万2,000円減少しております。ただ、基金残高の減少もあり、国保財政が厳しいことには変わりはありません。不納欠損額は536万2,000円、収入未済額は2,757万7,000円で、前年度より若干減少しております。今後も滞納整理に一層の努力をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

16ページをご覧ください。

保険料収入は8,799万8,000円でした。歳入歳出差引額は6万7,000円の黒字ですが、不納欠損額は53万2,000円、収入未済額は増加して131万5,000円となっております。歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合への納付金となっておりますが、未納分の保険料については町に徴収義務がありますので、解消の努力をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計についてです。

16ページから17ページをご覧ください。

保険事業勘定、介護サービス事業勘定の2つの会計となります。

保険事業勘定では、歳入歳出差引額は1億4,471万9,000円の黒字となりました。介護認定者は905人で、前年度より19人増加しております。不納欠損額は242万6,000円、収入未済額は351万4,000円となっております。

次に、障害認定事業特別会計についてです。

18ページをご覧ください。

歳入歳出の差引額は83万4,000円の黒字でした。

障害認定については、障害支援区分認定委員による審査会で行われており、令和3年度は39件の障害認定がありました。

以上、令和3年度特別会計歳入歳出決算のご報告といたします。

○議長（石川交三君） 特別会計4件に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上4件のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号は決算特別委員会に付託することに決定いたします。

コロナ対策で議場内換気のため、暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

.....  
午前11時15分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

次に、お諮りいたします。議案第59号、議案第60号の公営企業会計決算2件を一括議題に供したいが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第59号、令和3年度五城目町水道事業会計決算認定について、議案第60号、令和3年度五城目町下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第59号、議案第60号をご説明申し上げます。

はじめに、議案第59号、令和3年度五城目町水道事業会計決算認定について。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要につきましては、水道事業会計決算書の1ページ、決算報告書、3ページ、損益計算書をもとにご説明を申し上げます。

収益的収支では、1ページの決算報告書の中にありますけれども、事業収益（税抜額）、収入の表の欄外になります。2億40万826円、事業費（税抜額）、支出の表の欄外にあります。2億2,376万5,116円、3ページ、6の当年度純損失は、下段から3行目になります。2,336万4,290円となります。当年度純損失に前年度繰越利益剰余金8,167万2,904円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,830万8,614円であります。

資本的収支では、2ページになりますが、収入、第1款資本的収入6,034万2,815円、税込額であります。支出、第1款資本的支出1億5,884万1,977円、税込額であります。差引不足額9,849万9,162円です。差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金9,190万6,931円、過年度分資本的収支調整額88万5,699円、当年度分損益勘定留保資金570万6,532円で補てんしております。

次に、第60号、令和3年度五城目町下水道事業会計決算認定について。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要につきましては、下水道事業会計決算書の1ページから3ページの決算報告書、損益計算書をもとにご説明を申し上げます。

収益的収支では、1ページの決算報告書にありますとおり、下水道事業収益（税抜額）で、2億9,462万2,786円、下水道事業費（税抜額）で、2億8,569万6,377円、3ページになりますけれども、当年度純利益は893万779円となります。下水道事業会計は、令和3年度からの公営企業会計ですので、前年度繰越利益剰余金などはゼロ円であります。よって、3ページの下段右になりますけれども、当年度未処分利益剰余金は893万779円であります。

資本的収支、2ページになりますが、収入、第1款資本的収入1億3,690万4,000円、税込額です。支出、第1款資本的支出2億2,836万7,746円、税込額ですが、差引不足額は9,146万3,746円です。差引不足額につきましては、下段にありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75万7,908円、当年度分損益勘定留保資金9,070万5,838円で補てんしております。

議案第59号、議案第60号、両案の決算の詳細につきましては、決算特別委員会においてご審議いただきたく存じます。

また、決算につきましては、去る6月28日、29日の2日間、小玉、荒川両監査委員に審査していただき、その審査結果として別紙意見書を付して提案を申し上げた次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 公営企業会計2件について監査委員の報告を求めます。小玉代表  
監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） 水道事業会計及び下水道事業会計決算審査については、  
6月28日から29日までの2日間にわたり実施しました。

はじめに、水道事業会計についてご報告申し上げます。

決算意見書の5ページから7ページをご覧ください。

令和3年度の決算では、2,336万4,000円の赤字となりました。給水収益も給水人口などに伴う排水量の減少により営業収益は1億6,857万6,000円で、前年度より減少しております。

営業費用について、大幅な増加の要因は、使用に耐えられない固定資産の残存帳簿価格を廃棄処分時に費用として計上した固定資産の除却費が大きかったためです。これは、建設改良工事でISDN回線から光回線への更新及び機器類の更新によるものです。

総論にも示しておりますが、今後は人口減少に伴う給水人口の減少、老朽化した施設・機器等の更新、維持管理については避けて通れない課題となっております。料金回収率、有収率の向上に努め、効率的かつ計画的な経営をお願いいたします。

以上、水道会計についてのご報告とさせていただきます。

次に、下水道事業会計についてご報告申し上げます。

決算意見書の11ページから12ページをご覧ください。

事業収益2億9,462万7,000円、事業費用は2億8,569万6,000円で、純利益893万円の黒字となっております。処理区域内人口及び水洗化人口が前年度から若干減少しているものの、下水道普及率、水洗化率は若干上昇しております。

令和3年度からは下水道事業が企業会計へ移行し、経営指標のデータがよりの確に把握できるようになりました。これらのデータの活用により、今後の経営に活かしてほしいと思います。

水道事業と同様に下水道事業においても人口減少に伴う有収水量の減少が見込まれ、取り巻く状況は厳しいと思われます。一方で、広域連携による効率的な事業運営の動きもありますので、今後は現状分析の上、様々な検討をお願いいたします。

以上、下水道事業会計についてのご報告とさせていただきます。

○議長（石川交三君） 公営企業会計2件に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上2件のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第59号、議案第60号は、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。報告第7号及び報告第8号を一括議題に供したいが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第7号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第8号、令和3年度決算に基づく資金不足比率についてを一括議題といたします。

両案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 報告第7号及び報告第8号についてご報告を申し上げます。

はじめに、報告第7号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について。

議案綴りの27ページになります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものがあります。

実質赤字比率につきましては、一般会計及び障害認定事業特別会計が対象となっておりますが、いずれの決算でも赤字額が生じていないことから、数値は出ておりません。

連結実質赤字比率につきましても、水道事業会計、下水道事業会計を含む全ての特別会計において赤字額、資金不足額が生じていないことから、数値が出ておりません。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に

対する3か年平均の比率であります。前年度と比較して0.5ポイント減の10%となっております。比率減少の要因としては、公営企業のうち、下水道事業に係る地方債の償還に係る一般会計からの繰入金法適用により基準が変更となり減少、また、普通交付税の増加に加えて、比率の高かった平成30年度の3か年平均から外れたことにより減少となったものと分析をしております。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。前年度と比較して23.4ポイント減の62.3%となっております。比率減少の要因としては、地方債の現在高の減少、下水道事業の法適用による公営企業債等繰入見込額の減少、退職手当負担見込みの対象者の減少、充当可能基金の増加、基準財政需要額算入見込額の減少、普通交付税の増加などにより減少したものと分析をしております。

次に、議案綴りの29ページをお願いします。

報告第8号、令和3年度決算に基づく資金不足比率について。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の令和3年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

資金の不足額については、一般会計等の実質赤字に相当するものであります。いずれの会計も資金の不足額が生じていないことから、数値は出ておりません。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 次に、監査委員の報告を求めます。小玉代表監査委員

○代表監査委員（小玉睦男君） それでは、令和3年度決算に基づく健全化判断比率についてご報告申し上げます。

健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査を行うものです。

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる計数が正確に計上され、かつ適正に作成されているかの審査となります。

審査にあたっては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標が健全化判断の指数となります。

1つ目、実質赤字比率についてです。自治体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。

2つ目、連結実質赤字比率についてです。公営事業を含んだ自治体の全会計に生じている赤字の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。

五城目町の場合、どちらの会計も赤字が生じていないため、良好な状況と認められます。

3つ目、実質公債費比率です。自治体の借入金の返済額の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。令和3年度の比率は10.0ポイント、前年度より0.5ポイント減少しました。基準の25.0ポイントを下回っておりますので、良好な数値と言えます。

4つ目、将来負担比率についてです。自治体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものを言います。数値が高いほど財政の弾力性が低下していることとなります。令和3年度の比率は62.3ポイントで、前年度より23.4ポイント減少しております。基準は350ポイントですので、良好な数値であると認められます。

以上、健全化判断比率は概ね良好であり、特に指摘する事項はありませんでした。

次に、公営企業会計の財政健全化に伴う資金不足比率についてご報告申し上げます。

これは、水道事業会計と下水道事業会計の資金不足比率の審査となります。

いずれの会計も資金不足額が生じていないことから、良好な状態であることを認められます。

また、特に指摘する事項もありませんでした。

以上、令和3年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率についてのご報告いたします。

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。両案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第7号、報告第8号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

小玉代表監査委員退席のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休憩

---

午前 11 時 40 分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案第 61 号、令和 4 年度五城目町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書 1 ページをお願いします。

議案第 61 号、令和 4 年度五城目町一般会計補正予算（第 3 号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、脱炭素社会構築に向けた取り組みに関する環境審議会設置に関する経費、役場庁舎、埋立処分場の修繕、国民健康保険の税率改正や制度改正による繰出金、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種の経費、森林環境譲与税を活用した再造林推進事業の補助金、学校菜園整備工事、雀館運動公園緑地帯整備保全に関する経費、人事異動に伴う人件費の移動に関する経費などを計上させていただいております。

補正額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,606 万 6,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を 60 億 5,952 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容については、歳入からご説明を申し上げます。

8 ページをお願いします。14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節 07 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金の補正は、制度改正による国負担金として 3 万 7,000 円を増額補正するものであります。2 目衛生費国庫負担金 1 節 01 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の補正は、オミクロン株に対応したワクチン接種を実施するための国負担金として 1,727 万円を増額補正するものであります。

10 ページをお願いします。14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金 1 節 02 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補正は、高齢者グループホーム等防災改修支援事業とし

て福祉施設へ補助するための国補助金として773万円を増額補正。2節05保育対策総合支援事業費補助金の補正は、保育の場のコロナ対策のための国補助金として45万円を増額補正。3目衛生費国庫補助金1節04新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の補正は、オミクロン株に対応したワクチン接種を実施するための国補助金として1,671万8,000円を増額補正するものであります。

12ページお願いします。15款1項1目民生費県負担金1節04国民健康保険基盤安定負担金の補正は、税率改正による県負担金として274万円を増額補正。次の1節07国民健康保険未就学児均等割保険税負担金の補正は、制度改正による県負担金として1万8,000円を増額補正。

14ページお願いします。15款2項4目農林水産業費県補助金1節06農業次世代人材投資事業費補助金1節08元気な中山間農業応援事業費補助金1節12経営発展支援事業費補助金は、次世代農業、畜産を担う経営者に対する県補助金で、合計604万円を増額補正するものであります。

18ページをお願いします。16款2項1目不動産売払収入1節01と02の土地売払収入、総務課分、建設課分については、いずれも隣地の所有者から申し出による土地の売払収入であります。合計26万7,000円を増額補正しております。

22ページをお願いします。18款2項10目森林環境譲与税基金繰入金1節01森林環境譲与税基金繰入金は、再造林推進事業への補助金の充当を見込んだ繰入金で、432万3,000円を増額補正。

24ページお願いします。19款1項1目繰越金1節01前年度繰越金の補正は、歳出補正に見合う財源として5,941万円を増額補正するものであります。

26ページお願いします。21款1項1目総務債1節02地方創生推進事業債の補正は、町内事業所改修事業に対する起債で、90万円を増額補正しております。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、79ページから80ページの歳出全般にわたる職員人件費につきましては、人事異動に伴う補正が主なものでありますので、個別の説明は省略させていただきます。

なお、一般会計における職員、会計年度任用職員、委員報酬などの人件費の補正は、給与、手当、共済費等総額で4,739万円の増額補正となっております。

30ページをお願いします。2款1項総務管理費1目0004電算業務費の補正は、役場庁舎のプリンタートナーと電算共同事業組合で財務会計システムを改修するための

町負担金46万7,000円の補正。5目0002役場庁舎管理費の補正は、役場庁舎地下の電気室の蓄電池交換、役場庁舎の各課室に設置されている老朽化したブラインドの更新に係る経費168万6,000円を補正。6目0001企画費一般の補正は、脱炭素社会の構築に向けた環境基本計画の策定などの協議の場として設置する環境審議会委員の報酬18万円を増額補正するものであります。0005地域活性化支援センターの補正は、保守点検業務で指摘のあった電気設備などの修繕費163万円を補正するものであります。8目0001交通安全対策費の補正は、カーブミラーの修繕費27万1,000円を補正。

36ページをお願いします。2款5目統計調査費2目0001指定統計調査の補正は、令和4年度就業構造基本調査に係る調査記入者報償品などの経費で5万円の補正。

38ページをお願いします。3款1項社会福祉費1目0005社会福祉協議会費の補正は、スパーク五城目の屋根修繕費8万1,000円を補正。2目0009介護保険繰出金の補正は、介護報酬改定に伴うシステム改修費、人事異動による人件費の減による繰出金29万7,000円の減額補正するものであります。0011地域介護・福祉空間整備事業の補正は、高齢者グループ等の防災・減災対策を推進するための改修や整備に対する交付金773万円を補正。

40ページをお願いします。3款2項児童福祉費1目0005子育て特別給付金事業の補正は、振込手数料等として1万4,000円を補正。2目0001子ども・子育て支援事業負担金の補正は、保育現場のコロナ対策を引き続き推進するための補助金90万円を補正。

44ページをお願いします。3款6項国民健康保険費1目0001保険基盤安定化事業の補正は、税率改正による国庫、国、国保会計への繰出金365万4,000円を補正するものであります。0005未就学児童均等割保険税繰出金の補正は、未就学児童の均等割保険税の軽減措置に係る制度改正による繰出金7万5,000円の補正。

46ページ、4款1項保健衛生費1目0009新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の補正は、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る経費3,168万7,000円を補正するものであります。なお、次の0098職員人件費の補正は、ワクチン業務に係る職員の時間外勤務手当230万1,000円の補正であります。3目0001火葬場管理運営費の補正は、増改築中の火葬場の増築部分の供用開始に伴う自家用電気工作物保安管理業務、加えて外構工事の変更に係る工事費44万円を補正するものでありま

す。

48ページ、4款3項清掃費2目0004一般廃棄物埋立処分場管理運営費の補正は、地下水ポンプ制御盤交換、給水ポンプ修繕に係る経費115万5,000円を補正。

50ページをお願いします。6款1項農業費3目0004新規就農総合支援事業の補正は、認定新規就農者のパイプハウス購入に対する補助金、経営開始に伴う資金の交付金489万円を補正するものであります。5目0004元気な中山間農業応援事業の補正は、畜産経営者に対するスキップステアローダー購入経費の補助金143万8,000円を補正するものであります。

52ページ、6款2項林業費2目0006森林環境譲与税事業の補正は、再造林事業を実施する森林所有者に対する町補助金432万3,000円を補正するものであります。

54ページ、7款1項商工費2目0003商店街振興費事業の補正は、町内事業所改修事業に対する補助金で90万円の補正。3目0001観光費一般の補正は、4月にオープンした映画「釣りキチ三平」メモリアルルームを広くPRするためのリーフレット印刷代24万8,000円の補正。4目0001朝市振興費の補正は、除排雪に係る小型ダンプトラックの借上料14万3,000円を補正するものであります。5目0002悠紀の国五城目の補正は、正面入口のパイプシャッターの修繕費8万3,000円を補正。0003五城館の補正は、レストラン部分へのすが漏れ修繕に係る経費26万8,000円を補正。0006五城目朝市ふれあい館の補正は、冬期間の敷地内除雪に係る作業委託費に17万6,000円を補正。

58ページになります。8款2項道路橋りょう費1目0001道路橋りょう総務費一般の補正は、土地売払収入があったことによる財源の置き換え6万9,000円。2目0001道路補修事業の補正は、野田町内周辺の町道岡本川崎線舗装補修工事に係る工事費で718万2,000円を補正するものであります。0002除雪事業の補正は、町道のマンホール周りすり付け工事に係る工事費など200万円の補正。0003車両管理費の補正は、建設課車庫の灯油ホームタンクを更新するための経費8万6,000円です。3目0002単独道路事業の補正は、町道雀館公園東線の集水桝設置工事39万6,000円を補正するものであります。

60ページをお願いします。8款4項都市計画費4目0001公園維持補修等事業の補正は、戸村堰緑道の陥没箇所修繕120万円の補正。

64ページをお願いします。9款1項消防費1目0002車両管理費の補正は、消防車に積載された電動油圧スプレッターの修繕、消防敷地内の除雪に係るローダー借上料について97万3,000円を補正。2目0001消防団費の補正は、消防団が使用している団旗を置く腰バンド旗受、三脚を購入する経費5万1,000円の補正。3目0001消防施設費一般の補正は、消防団消舎のシャッター修繕、消防署敷地のヘリポート除排雪委託料71万2,000円を補正するものであります。

以上が一般会計の主な補正であります。教育委員会関係の補正につきましては、教育長がご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

はじめに、歳入について申し上げます。

20ページをお願いします。17款1項1目一般寄附金、生涯学習課分10万円の補正は、地域図書室「わーくる」の書籍購入費に充ててほしいとのことから齊藤幸作様より寄附をいただいたものであります。

なお、今回の補正で図書購入費として同額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

60ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費1,903万円の補正は、都市公園区域周辺の緑地の整備に係る委託料で、施設周辺の低木や高木などの撤去及び剪定が主なものであります。

66ページをお願いします。10款1項4目外国青年招致事業費0001外国青年招致事業費47万9,000円の補正は、自治体国際化協会負担金の新規来日、ALTのJETプログラム会費及び負担金が主なものであります。

68ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0002学校施設整備事業1,351万9,000円の補正は、小学校の学校菜園整備に伴う工事請負費を計上したものであります。

70ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0002学校施設整備事業16万5,000円の補正は、中学校陸上競技施設の砲丸投げサークルの足留め、走り

幅跳び踏切板の修繕費を計上したものであります。10款3項2目中学校教育振興費0001教育振興一般54万6,000円の補正は、コロナウイルス感染症拡大のため修学旅行の行き先を変更したことに伴う取消料補助金と、全国大会・東北大会出場に伴う各種大会の出場費補助金を計上したものであります。

72ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0001総務費一般206万2,000円の補正は、12節社会教育講座の充実を図るための業務委託費と、17節eスポーツ用の電子遊具を購入するための備品購入費を計上しております。同じく0004文化財保護対策事業26万2,000円の補正は、森林資料館に設置してある史跡説明板を修繕するための経費を計上したものであります。同じく2目社会教育施設管理運営費0014地域図書室10万円の補正は、歳入でご説明申し上げました齊藤幸作氏により寄附いただいた10万円を図書購入費に充てたものであります。

74ページをお願いします。同じく5項3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館28万6,000円の補正は、広域体育館の観覧席の点検作業に係る委託料を計上したものであります。

以上、9月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。1番工藤政彦議員

○1番（工藤政彦君） 2つばかり聞きたいと思います。

18・19ページの財産収入、不動産売払収入ですけれども、土地売払収入に26万7,000円ですが、何のどこを売ったもんだすかと思って、それ一つ。

それと、58ページ・59ページの土木費の0002除雪事業の工事請負費に140万円ですけれども、マンホールの補修とか何とかっていうふうな話をちょっと聞きましたが、マンホールが何箇所、たぶん町道だと思いますけれども、どこなのかを教えてくださいなればと思います。

○議長（石川交三君） 伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 1番工藤議員にお答えします。

土地売払収入の総務課分ですけれども、面積が83㎡で単価が2,400円で19万9,200円になっておりまして、場所は285号線沿いのツルハがあると思うんですけども、ツルハと隣のわしや歯科医院の、今、国道側にある駐車場との間に緑地帯なるところあると思うんですけども、あそこの用地をわしや歯科医院のほうで購入した

いということでしたので売払いをしたところでは。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 同じくお答えいたします。

土地売払収入、建設課分の6万9,000円ありますが、こちらは高崎熊野台にあります法定外水路、面積が18.05㎡、単価3,900円の売払いでありまして、7万395円となっております。

それと、58・59ページの工事請負費、マンホールすり付けであります。こちらのほうは、昨日の一般質問で松浦議員のほうから質問ありました除雪作業に支障のあるマンホールのすり付け箇所でありまして、11か所、路線は複数路線にまたがっておりますので特定されておられません。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

7番佐々木議員

○7番（佐々木仁茂君） 68・69ページ、学校施設整備事業、この工事請負費1,351万9,000円。学校菜園と聞きましたが、ちょっと中身を説明してもらえないですか。

○議長（石川交三君） 齊藤学校教育課長

○学校教育課長（齊藤正和君） 佐々木議員にお答え申し上げます。

学校菜園、まず場所なんですけども、五城目小学校の職員駐車場の隣に令和3年度に購入した土地がございます。その土地を今回かさ上げしまして、そこを畑、それから田んぼにするものでございます。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第61号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第62号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書83ページをお願いします。

議案第62号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、マイナンバー保険証利用申し込み支援として利用促進リーフレット作成に係る経費、未就学児均等割軽減に関する制度改正に係るシステム改修を含む経費、国保税率改正に係る経費の補正となります。

補正額は、歳入歳出予算それぞれ27万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を11億5,945万7,000円とするものであります。

以上が国民健康保険会計の補正内容でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第62号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第63号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書107ページをお願いします。

議案第63号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴います人件費、介護報酬改定に伴うシステム改修などの経費、

実績による国・県支払基金への返還金による補正となっております。

補正額は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1,986万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億5,036万5,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第63号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第64号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書129ページをお願いします。

議案第64号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税還付額確定による補正、人事異動や休日・夜間の漏水対応に伴う人件費の補正となっております。

補正額は、消費税の確定申告による額の確定として、第2条収益的収入55万3,000円を減額補正、人事異動に伴う人件費の補正として、収益的支出506万2,000円を減額補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第64号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第9号、令和3年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 報告第9号、令和3年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について、報告理由をご説明申し上げます。

本報告は、五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告するものであります。

点検及び評価の趣旨は、教育委員会の主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進に努めるものであります。

令和3年度の事務事業については、学校教育課関係の主要な事務事業5項目、生涯学習課関係の主要な事務事業4項目、併せて9項目について点検及び評価を実施し、教育委員会による自己評価として、9事務事業のうち、「A：期待どおり」が7項目、「B：概ね期待どおり」が2項目という内容になっております。

これをもとに7月11日と7月27日に「五城目町の教育に関する点検と評価審査委員会」を開催し、教育委員会による自己評価が適切であるかどうかについて審査委員からご意見をいただき、報告書にまとめました。そして、8月24日に開催されました教育委員会8月定例会において議決されております。

今後も、点検及び評価の結果を踏まえて各事務事業の課題改善を図り、効果的な教育行政を一層推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第9号の審査については、

教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第10号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案綴り32ページをお願いします。

報告第10号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出について、報告理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告書類の内容につきましては、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費・一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告書、五城館事業計画書からなっております。よろしくお願いを申し上げます。

第17期となる株式会社あったか五城目の令和3年度事業につきましては、折膳・弁当等のテイクアウトの部門を強化し、取り組んでまいりました。また、パン製販部門、パンの店あったか小町は、経営改善方策を検討し、努力してまいりましたが、令和3年9月末に事業を廃止、空き店舗の活用方法について種々協議した結果、希望者に店舗を賃貸することとしました。数社より賃借希望の問い合わせがあり、そのうちの1社に令和4年1月末より店舗を賃貸しております。半年ぶりのパン店の復活が新聞等に取り上げられるなど、オープン初日から多くの町民・住民で賑わっております。

経営状況としては、新型コロナウイルス感染症対策として事業縮小により営業を余儀なくされたことから、五城館の売上高は前年比20.8%減収の1,654万7,000円、会社全体の売上高は前年比27.4%減少の3,529万5,000円となりました。また、今期の利益は2,853万3,000円の損失を計上する結果となっております。

今後は、飲食店関係においては引き続き食材管理、原価管理を徹底し、利益率の向上を目指し、収益確保を図っていくとともに、弁当・折詰等テイクアウト部門では、チラシ等の配布や営業によるPRの強化を図り、増収に努めてまいります。損失解消に向けて経営改善対策に取り組むとともに、五城館の利用促進に努め、五城目町の活性化のため「まちづくり会社」として取り組む方針であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。3番松浦真議員

○3番（松浦真君） 35ページを見たところで、受取家賃が19万8,000円となっております。貸し出しが令和4年1月末から締めの日が5月なので、5か月分で割ると月4万円と家賃になります。このあったか小町自体はパンをそれまでずっと作っていたその施設も、施設の居抜き状態で貸し出していると思うんですが、その中の機械とかも有効活用できるものはしていきながら入っていくという話がありました。その上で、ここには数社から貸借希望の問い合わせがありということがあり、ある種、この場所を使ってパンの出店をしたいという方が数社あるという中で、貸出金額がその中で使えるパンの機械など、どのレベルまで使っているかはちょっと分からないんですが、それも含めると月4万円っていうのは余りにも安いんじゃないかと。ここで要は交渉として第三セクターとしての経営改善の中で、町としても改善にコンサルティングしていくという話が前回の6月議会にありましたので、このあたりの家賃が低い理由と、それについて今後改善していきながらも、ほかの売上げなどどう確保していくのかについて教えていただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 武田副町長

○副町長（武田和栄君） お答え申し上げます。

家賃のことをございますけれども、数社からあって一番条件のいい方を採用したというふうには伺っておりますけれども、そのほかのことについては把握してございません。以上です。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） まあ把握してないということなのですが、ぜひ把握してもらいたいということと、よりよい、パンの場所もすごく今人気になっておりまして、朝市のたびに人が行列に並ぶほどの場所です。月5万円の金額は妥当なのかとか、もしくは、ほかにも受け取りのその理由があるのかとか、電気代どうなっているのかとか、いろいろその確認をぜひ町としても株主の一つでありますので、ぜひ丁寧に見ていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、報告第10号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、総務産業常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了をいたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。

---

午後 1時48分 散会